

獨逸 銑鐵カルテルの發達に就て

小島 精一

ライン、ウエストフアリア銑鐵生産者聯合の最初に組織されたるはボエルカア (Völkler; Über d. Kartellwesen in d. inländischen Eisenindustrie 1904 S. 25) によれば一八七三年である、然し之は單に組合員の生産高、販賣高、自家消費高、及貯藏高を報告する統計的組合たるに過ぎなかつた。ヘイマンによれば七九年には一四工場が共同して生産制限を行へる工場に賠償金を拂ふ目的の組合が成立したが、之は實力が微弱にて直に解散した。同年、ライン、ウエストフアリアの鑄物銑生産者はヘッセン、ナッサウの工場及ハルツの一工場と共同して價格カルテルを初めて組織した。(Heymann: S. 14) 其翌年には殆ど全國の生産者を網羅した攪拌用鐵一五%の生産制限を遂行する協定が出来たが永續しなかつた。八二年に成立した組合にては既に其消費者の輸出能力を支持するために輸出賠償金を支拂ふた。

八六年末に組織されたライン、ウエストフアリア銑鐵組合 (Rheinisch-Westfälische Roheisenverband) は鑄物銑、ベセマア銑、トーマス銑、特殊攪拌用銑を包擁し、標準價格、販賣及品種條件を規律した。此組合は其規模も實力も従來の諸組合に比較すれば大であり、鞏固であつたが、八八年にはジীগアランドの三大工場と攪拌用銑の共同販賣所を設け、九一年にはロートリンゲン、ルキセンブルグの工場とトーマ

ス銑販賣上の諒解を遂げて、從來兩地方間に存したる競争の緩和に成功した。然し九二—四年の不況期には充分價格を支持する事は出来なかつた。其後ジীগアランド組合とは年と共に親密を加へ、九七年初に遂に兩組合の共通機關たるデュッセルドルフ銑鐵シンデケート (Düsseldorfer Roheisensyndikat) をも設け又次第にルール地方の全主要會社を包擁し、一九〇〇年には組合員二十會社に達し、之に加盟せざるは只だ一會社のみであつた。

ライン、ウエストフアリア組合の目的は生産、並に販賣の規律、有害なる競争の排除、及價格支持の三項で、内國の注文はすべて右の共同販賣所を通過せしむる事にし、各組合員の參加數量 (Beteiligungsziffer) を定めて注文高を配分した。但し特殊合金銑 (含滿俺重八%以上のもの、又は含硅素六%以上のもの) の販賣、輸出取引、及自家消費は右の場合より除外した。即ち内地購買者と組合員との直接取引は原則として許されなかつた。然し此頃は尙ほカルテル自身は單に注文の配分をなすに止り、取引仲介者ではあるが、取引の主體ではなかつたのである。

組合の機關は總會 (Hauptversammlung)、委員 (Ausschuss) 評議員 (Beirat) 及事務所 (Geschäftsstelle) より成つて居た。各組合員は參加數量千噸毎に總會に於て一票の議決權を

持ち、すべてそこで他の役員を選び又組織に關し其他根本的問題を決定するのである。組合長及七名の代表者より成る委員が全權を握り、價格の決定(但しジীগアラランド組合委員と共同にて)及參加率の決定を始め、すべて重要事務を執行する。評議員は三名で、議案を作成するに止つて居る。

全組合員の總參加高は一一三萬噸で、其中六七萬噸は混合會社の分である。

右に述べたジীগアラランド組合との契約によつて兩組合への全注文は共通機關に一度は集中されるのであるが、此際兩組合への配分高はライン、ウエストフアリア組合が六七、七九%、ジীগアラランド組合が三二、二一%であつた。

デュツセルドルフ組合の機關は共同委員及販賣店 (Verkaufskontor) の二で、後者は兩組合より各一名宛の代表理事 (Vorstand) を出して、之を管理せしめた。此デュツセルドルフ組合は其後ロートリンゲン、ルキセンブルグ銑鐵販賣店、と契約して共通のトーマス銑鐵販賣所を設けるに到つた。

斯くてルール、ジীগアラランド(此兩組合の定款は "Denkschrift über d. Kartellwesen" 1906 B. S. 7 ff. に就きて參照) 及ロートリンゲン、ルキセンブルグの三地方組合間には複雑ながら、競争回避の組織的機關が設けられたのである。

一九〇一年末に、ライン、ウエストフアリア銑鐵購買組合 (Rheinisch-westfälische Roheiseneinkaufsvereinigung) が、生産者組合に對立して直接消費者(商入を含まず)の利益を擁護するために組織された。二十三會社が之に加盟したが、其主なるものは攪拌爐又は平爐を持ち、生産者組合の獨占する原料を使用する製鋼所であつた。之は共同購買所にて組合員の注

文を總括し、一括して、生産者組合に交渉取引せしむるのであつて、一方組合員は直接に内外の生産者と取引するを禁ぜられて居た。

一九〇二年はライン、ウエストフアリア組合契約満期の年であつた。其更新はチツセン商會 (Firma Thyssen & Co.) 及グーテホフヌングスヒユツテの參加率に對する要求が一致しなかつたため、一時破綻に終るかと思はれたが、兎も角も妥協が成立して翌三年度に限り一時的契約を結んだ。之は混合的大會社の勢力伸長の衝突の一例であつた。

然し、同年度に於て注目すべき事は又購買者の輸出に對する賠償金支拂制度(八二年度に既に行はれたる、輸出促進を目的とする一種の拂戻金制度)の改善であつた。即ちデュツセルドルフ銑鐵組合はライン、ウエストフアリア石炭組合、半製品組合、獨逸梁材組合等と共同してデュツセルドルフに輸出賠償金決算所 (Abrechnungstelle für die Ausfuhr) を設けた。

翌三年にはライン、ウエストフアリア組合とステツチンのクラツウイック所在クラフト鐵工場 (Eisenwerk Kratzwick, Stetin) との價格協定が成立した。同工場は Kraft Donnersmarck のヘンケル侯の建設せるもので、九八年以來主として鑄物銑を製造したが、海岸近くにあつた形勝の位置のため、自家船にて瑞典より鑛石を、英國より石炭を低廉に輸入して、上シレジヤ、及び西獨逸の工場と有力なる競争を持續し來つた獨立會社である。此年オスナブリュックのゲオルグス、マリーン鑛山熔鑛組合、並にハルツブルグのマチルデン製鐵所が加盟し、ライン、ウエストフアリア組合は内部的にも組

44
織を變更して法人となり更に三ヶ年間の更新をなした。輸出取引も亦組合に委託される事になつた。

右は銑鐵組合發達の一轉期を劃するものであるが、此頃は尙ほ銑鐵生産者の團結を亂す原因が種々あつたので、殊にライン製鋼所、ホエツシュ製鋼所及ホエルダア鑛山組合の三大混合會社は鋼鐵業組合の組織せらるゝ迄、銑鐵組合に加入するを拒み、又一旦妥協成立したるクラフト製鐵所とは同年以降五年迄再び激烈なる競争が行はれた。同會社の態度は其後北海岸に獨立大會社を發生せしめ、延いて銑鐵組合の基礎を動搖せしむる一因ともなつたのである。然し大體に於て、生産者の團結力は鞏固になつたと言へるので、茲に又一言せねばならぬのは其大卸賣商との特殊關係である。彼等は組合の代理店とも見られる位置にあつたので、内地の組合員以外の工場は勿論の事外國會社とも絶對に取引を禁ぜられ、其代償として一手販賣の特權を受けて居たが其利益を擁護する爲めに商人組合を組織するに到つたのである。

北海岸地方の獨立會社は鋼鐵業組合の場合にも然りしが如く、常に銑鐵市場の團結的傾向に反抗する勢力であつたが、其後も次第に此地方に中規模ながら有力の會社が建設されて一層其傾向を強めた。一九〇五年初に發表され、七年中夏に作業を開始したるリュベツク (Lübeck) 製鐵所の二鎔鑛爐は其原料をクラフト會社と同じく外國より輸入し、鑄物銑を製造した。同社の株式は主としてリュベツク國政府の所有に屬するため種々の便宜を得たが、其剩餘瓦斯及副産物を充分利用して、擴張に努めたる結果一〇年頃には既に一五萬噸の供給力を有するに到つた。

同社建設に數月遅れてホーヘンツォレルン製鐵所 (Hohenzollernhütte) がエムデンに建設された。之は北獨ロイド、及カール、スベエーター家の關係する事業で、運河によつて、ルール地方に侵入し、又鐵鑄物を主として和蘭に販賣する目的を持つて居た。同社も主産物は鑄物銑で、鑛石は瑞典及スペイン産を用ひ、骸炭はルールより移入した。

是等三會社の外にもハムブルヒ、及ブレエメン等には新工場建設の風評がしきりに傳はつた。八年初には北獨ロイド、スベエーター家の資本によつて更にブレエメンに北獨製鐵所 (Norddeutsche Hütte) が實際建設され、ホーヘンツォレルン製鐵株の一部をも買收した。

是より先き五年秋にクラフト製鐵所と銑鐵組合との間に成立した妥協は全く此競争者に對抗するためであつたが、七年に到つて、リュベツク製鐵所は遂に銑鐵組合に加盟するに到つた。然しクラフト製鐵所とは同年再び妥協が破れて、激烈なる價格戰の侵入を被つた。

八年は市況險惡な年であつたが、遂に銑鐵購買組合が解散された。從來銑鐵組合は購買組合に對し絶對的位置を支持するため、組合外の工場との取引を禁止し、其勵行手段として、取引價格を普通より先づ多少高値にし置き拂戻制度によつて、一定期間後に、右保障に相當する金額を返還した。是れが購買者の自由を拘束して、不便の感を懐かしめたが、恰も不況に際して獨立會社及英、米兩國品の低廉なる供給があつたので、遂に右の拘束規約を破つてしまつたのである。

不況は次第に險惡になり來れる組合内部の軋轢を一層痛切にした。殊に單純會社は生産制限に就て混合會社より更に困

難なる位置にあつたから此兩種會社間の不和が組合の一致を破つた。加之外部の競争が組合の能力に對する不満を高めた。翌九年に更新に關する協議が行はれたが、多數會社の代表者は外部競争者を参加せしめて、新組合の基礎を革新する必要あるを強調した。各地方の組合を統一して全國的組合とする要求が此時既に痛切になり來つたのである。此年下ライン製鐵所が脱退したが、之はクラフト製鐵所と同一系統の會社であつたから、愈々外部の壓迫を強めた。蓋し當時外部競争者の生産量は六五萬屯を超えたるに對し、銑鐵組合の生産量は往々百萬屯以下に落ちる程であつた。加ふるにエムデン、及ブレエメンの新工場は正に作業を開始せんとしつゝあつた。

全國銑鐵組合の組織には上記三地方組合（ラインウエストフアリヤ、ジーガアラント、ロートリンゲン、ルクセンブルグ）の外上シレンジヤ組合をも包含する必要があつたから之等四組合の代表者を以て新組合規約を起草せしめ之と同時に全國生産者に對して右計劃に對する贊否及其加入希望條件を問合せた。別に十二名の委員を以て右草案の審査に任せしめた。右起案の最も困難なる障礙は各會社の参加率の過大なる要求であつたが、殊に對クラフト會社の交渉は遂に妥協の途なく之が爲に全計劃を破棄するの餘儀なきに至らしめた所以である。最初右委員の質問に對するクラフト會社側の回答は同社が主として外國競争と闘争する立場に在りて其價格政策は最も自由なるを要するを理由として假令全國組合組織さるゝも之に参加する能はずと云ふにあつたが其後交渉を重ねたるも其参加率の要求に於て委員と一致することを得なかつたのである。其處で同社及其盟友なる下ライン製鐵所を除きて猶全

國的組合を組織するは不可能なりとなす意見多數を占め其結果從來のラインウエストフアリヤ組合は同年末を以て解放された。クラフト會社は既に述べたる如くヘンケル侯の所有に屬し獨逸工業界を支配したる大銀行團の勢力範圍外にあつたことは特に同社對組合の交渉の圓滑を缺けるまゝに終らしめた一因として附記さるべきであらう。蓋し若し大銀行團の關係せる會社なりしならんには此背景の勢力は必ずクラフト社を動かして、妥協成立の途を開いたであらうと考へらるゝのであつた。

銑鐵組合の崩壊はクラフト會社其他外部競争者の壓迫によつて具體化されたものゝ、内部的にも既に組合の支持を困難ならしむる幾多の事情があつた。單純會社と混合會社との軋轢が其最も重大なるものである。

獨逸銑鐵生産量中四分三は混合會社が自ら加工するので、其混合會社は過剰生産力を以て銑鐵組合に参加したのであつた。處が好況期には鋼鐵に轉換する量大なるため、剩餘力は乏しく、不況期には過剰生産力が大となる。之は銑鐵組合殊に單純會社にとつては二重の困難を生ずる。蓋し好況期には混合會社の供給力不十分なるため消費者に充分満足なる供給をなし難く、不況期には注文高乏しきにも拘らず、混合會社は全参加量を供給せんと欲し、勢ひ、單純會社をして或種の生産制限を餘儀ならしむるからである。

混合會社の立場より言へば銑鐵組合の存在は好況期には銑鐵價格を高め、從て間接乍ら鋼鐵價格をも高めるため好都合であるが、不況期には其銑鐵剩餘力を存分に處分する自由を拘束するので、甚だ障害であつた。それ故大混合會社は從來

通りの組織にては、組合の存続を歓迎しなかつたのである。

組合の方針に對しても重大なる批難があつた。殊に其官僚的管理に伴ふ費用の過大なる事や價格政策の機を失して、販賣量の減退せる事等は組合の信望を失墜せしめた。是等の諸種の原因が重疊して遂にライン、ウエストフアリア組合は解散したが、是れと相前後して他二地方組合も亦解散し、存続せるは僅に上シレジア組合のみであつた。

是等の組合にても混合會社對單純會社の衝突が重大な難問であつた。ジーガアランド組合にては一九〇二年以前は混合會社の自家用銑鐵の生産制限は五〇%を限度としたが、同年更新契約に際し三〇%を限度とし、更に翌年度の契約にては自家用銑鐵制限は五〇%を限度とするも、販賣用として引渡したる分に對しては絶対に制限を行はぬ事とした。ロートリンゲン、ルキセンブルグ組合に於ては一九〇〇年に折衝を重ねたる末、混合會社は好況時と雖も參加量だけは組合の要求に應じて引渡すのみならず、生産制限の場合には單純會社と同一の割合にて之を行ふ事となしたためルキセンブルグ地方の製鋼會社はすべて組合より脱退するに到つた。其他地方組合の歴史に就ては特に叙ぶる事を差控へてもよいであらう。上シレジア地方に於ては混合會社の規模も生産條件も特に單純會社を壓迫するに足るものがなかつたから、此兩者間の軋轢は西獨逸の諸組合の如き顯著なものではなかつた。

斯く、地方組合が崩壊した後の銑鐵市場は如何であつたか、八年は不況の年であつたが、夫れが一層激成された事は當然である。從來組合を委託し直接に自ら販路を開拓するに及ばなかつた生産者は或は販賣所を設け或は卸賣商と結んで、價

格の低きを嫌はずして、如何にかして在荷を賣捌かんと努めた。自由競争に於て最も困窮したのは單純會社であつて、生産費の低き大混合會社は從來組合に拘束されたる剩餘品の販賣を擴大して愈々單純會社の販路を奪つた。地方的に言へばジーガアランドの生産者が最も苦境にあつた。從來其顧客たりしルール地方の工場中自ら其特殊銑を生産する者が増加したために、其生産制限は五〇—六〇%に及び、或は七五に達するに到つた。作業を中止する爐が相次ぎ、三二基中操業せるは一基にさへ下つた。同年度の全國生産高は前年に比し九・四%減なるに此地方にては實に三八%減であつた。之に次でロートリンゲン、ルキセンブルグ地方が打撃多く（當時尙ほ此地方に單純會社多かりき）生産高は一二、七%減であつた。其他の地方は概して増産にて、混合會社のみなるザール地方の如きは七・九%増であつた。

銑鐵生産者自身に次で、鋼鐵業者及炭坑業者が打撃を強く被つた。鋼鐵業組合は攪拌爐及平爐鋼生産者其他の外部競争者より侵入を被つた。蓋し是等の工場は其原料銑の下落によつて、競争力を強めたからである。従て鋼鐵業組合が銑鐵組合の復興を切望し、助長した事は當然である。

炭礦業者も亦單純製鐵會社の作業不振の爲に、骸炭販賣量が著しく減退した。石炭組合は骸炭四〇%の操短を行つたにも關らず貯藏高は増加するのみであつた。茲に於ても單純業者が最も苦境に陥つたことは云ふ迄もない。一方石炭組合の行つた多少の値引も固より製鐵會社の苦境を救ふに足りなかつた。

銑鐵生産者中最も強き打撃を受けたるジーガアランド地方

にては同年既に組合復興の運動起り十一月には八會社を組合員として新組織が成立した。然し有力なる會社中之に参加せざる者があつたため其價格釣上策は左迄有效なるを得なかつたが、組合員は販賣上便宜を得、又石炭組合より輸出賠償金をも受けた。

ルール地方の生産者も其組合を恢復せんと試みたが、之には先づクラフト會社及下ライン會社の有力なる反對があつた。前述の如く、銑鐵業組合は其所屬會社の協議によつて此運動を助けたが、右の反對の外にも参加率決定の問題に於て混合會社の要求が單純會社の賛成を得るに到らずして、結局一時不成功に終つた。

ロートリンゲン、ルキセンブルグ地方にては一〇年初に單純會社のみにて鑄物銑組合を組織したが、混合會社は其販賣量乏しかりしたため之には参加しなかつた。此地方の販賣は從來四大卸商に專屬したが、其後八個に増加したため、商人組合の提議があつたにも拘らず、それは不成功に終つた。

上シレ ज्या組合には注目すべき擴張が行はれた。そは一〇年にクラフト會社を加へて、東獨逸銑鐵組合 (Ostdeutsche Roheisensyndikat) となり、更にリユヘック會社とも聯合契約をなした事である。

他地方の組合再興殊に東獨逸銑鐵組合の成立はルール地方組合の組織の一障害を除いたものであつたが、尙ほ其成立は混合會社對單純會社の衝突によつて遷延された。然し其運動は混合大會社側によつて熱心に繼承され、遂にドイツチエル、カイザア。クルツプ。ドイツチ、ルキセンブルグ。ホエニツクス。ゲルゼンキルヘン。及グーテホフヌングの六大會社の

間に参加量の協定が出来、更に下ライン會社とも加盟諒解が出来た。何故混合會社が斯く熱心に銑鐵組合の再興を計つたかと言ふに、之によつて原料價格を釣上げて單純製鋼會社を苦しむるのみならず、全鐵鋼業の市況を支持し、鋼鐵業組合の更新の前提となさんとするのであつた。大銀行團殊にシャフハウゼン銀行組合が此運動を助けた事は勿論である。單純會社は其参加率の低さがために之に賛成せず、又ジーガアランド地方の會社も特殊銑販路の獨占を要求して容易に意見が一致しなかつたが、然る間に右六大會社及下ライン會社は東獨逸銑鐵組合との協議なりて、一〇年七月獨逸高爐業者販賣聯合株式會社 (Verkaufsvereinigung Deutscher Hochofenwerke G. m. b. H.) が成立し幾ばくもなく更に數會社を加へて、組合員二七、總参加高二百萬噸に達した。其本部はエツセンに置かれた。そこで全國的組織を完成せんとする運動が進行し、ジーガアランド組合との特殊参加率の問題も次第に解決し、最後迄反對をなしたるガイスワイダア (Geisweider Eisenerwerke) 製鐵所もシャフハウゼン銀行組合の調停に服して一一年遂に同地方の全生産者は一團として、五五萬噸の参加量を以て加盟するに到つた。次でロートリンゲン、ルキセンブルグ地方の主要會社も加盟し、全参加量三三五萬噸を以て一九一二年始めて全國的銑鐵生産者組合が組織されたのである。注目すべきは自家用銑鐵は参加量中に加へられざるも、其數量は組合の管理に服するのである。

是れより先き、全國卸賣商と特殊の取引關係を提起するため、銑鐵商組合 (Roheisenhändlervereinigung) を組織せしめ、全國販路を地域によつて五區に分ち顧客爭奪を阻止せしめた。

従前の組合に於ては卸賣商の活動範圍は甚だ狭小であつたが、一度自由競争期を経て、新制度の下に於ては所謂工場商人 (Werksfirmen) の取引範圍は大に擴張されたのである。猶ほ此對商人の關係は鋼鐵業組合對商人組合の夫れと殆ど同一であるから後述する處を参照せられん事を望んで置く。

又銑鐵組合の期限は一九一五年前であつたが同年又更新された。

右にて簡單ながら銑鐵市場の調整組織の發達を説明し終へた。其効果は往々外部の有力なる競争ありしにも拘らず、可なり變動圏の縮小に貢献する處が大であつた、此の十數年に於て混合的大會社の發達は生産集中を伴ひ、從て其限りに於ては組合の基礎を確實にしたのであるが、他方に於て、單純會社を壓迫し、往々協調を亂すを免れなかつた、而して此爭鬪を経て最後に組織されたる全國銑鐵組合は、全く混合的製鋼會社の實權によつて支持され、左右されるのである。

銑鐵組合は、又一の中間的組合である。故に混合會社にとつては其存在は主として、間接に鋼鐵業の利益を擁護し、助長する限りに於てのみ意義あるのである。此關係は石炭組合も亦略ぼ類似して居るのであるが、後者は全くは鋼鐵業に屈服するものに非ざるを稍や異にするのみである。

そはとも角も石炭及銑鐵生産業の支配權が年を追ふて鋼鐵業者に集中せられ、是等の聯合的産業 (Allied industry) が相追隨して進展する事實は此實例によつても一斑を窺ふに足るであらう。

本節の記述は左記著書に據る。

Dr. A. Hillbrighaus: Die Deutschen Rohseisenyndikate in ihrer

Entwickelung zu einem allgemeinen deutschen Rohseisenverbande. Leipzig, 1912) (完)

◎獨逸生産復活と歐洲製鐵業者の脅威

英國 此數ヶ月間不況を呈してゐた英國鐵材市況は最近稍人氣が良くなつて來た、之は倫敦會議が協定を遂げたためである、然しその結果獨逸産業界が回復し延いて獨逸の製品が益々激しくなりはせぬかと云ふ懸念から目先氣配は樂觀を許さない、英國政府は賠償の一途として獨逸輸入品に對して二割六分の關稅を課してゐたが、本年二月マクドナルド内閣成立以來之を五分に引下げた、然るに八月中旬再び右賠償關稅率を二割六分に引上げる事に決定した、之に依つて英國内地の市場に於ては獨逸品の競争から保護を受ける事が出来るが他の中立國の市場に於ては今後英國品と獨逸品の競争が行はれる譯である、最近法爲替が見直したため佛國及び白國品の競争は少なくなつた、其の結果鐵商及び消費家の買ひ物は更に増加した。

佛國 消費家は相變らず買物を手控てゐる、目下甚だしく不安とされてゐる事は佛國製鐵界の前途である、即ち獨逸の生産機關は依然として保存されてゐる所へ今回倫敦會議の結果英米其他から多額の資金の融通を受ける事になつたから所謂鬼に金棒で今後獨逸の競争は目覺ましいものがあるべく佛國は此壓迫に堪へねばならぬであらう。(一メートルにつき、數字の單位、法)

單位	本年四月	五月	六月	七月	八月
ブルーム	五一〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇
ピレット	五三〇	四七五	四六〇	四六〇	四六〇
ブルーム	五〇〇	四三〇	四三〇	四三〇	四三〇
ピレット	五七五	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇
ブルーム	五〇〇	四七五	四七五	四七五	四七五
ピレット	五七五	五〇〇	五〇〇	五〇〇	五〇〇

白國 氣配は開散である、獨逸品の競争のため市場は著しく不安となつて居る、相場は左の如く一段安である。(一メートルにつき、數字の單位、法)